

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和8年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	1. 伊万里市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金の各種申請・届出、裁定請求に関する法定受託事務を行っている。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除申請受付事務 ④日本年金機構への異動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	1. Acrocity国民年金 2. Acrocity行政基本
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民共生部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経営企画部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民共生部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☒ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所有者には、離席時のログアウトの徹底を呼びかけているため、目的外入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I—3 法令上の根拠	記載なし	番号法第9条第1項 別表第1第31項	事後	
平成28年8月25日	II—1 いつの時点の係数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	
平成28年8月25日	II—2 いつの時点の係数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	
平成29年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	伊万里市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金の各種申請・届出、裁定請求に関する法定受託事務を行っている。 具体的には ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除申請受付事務 ④日本年金機構への異動報告・所得情報提供などの進達事務	1. 伊万里市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金の各種申請・届出、裁定請求に関する法定受託事務を行っている。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除申請受付事務 ④日本年金機構への異動報告・所得情報提供などの進達事務	事後	
平成29年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	中島 久代	小濱 道隆	事後	
平成29年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	小濱 道隆	市民課長	事後	
平成30年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 8連絡先	市民部 市民課 年金係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142	市民部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部 市民課	市民生活部 市民課	事後	
令和2年7月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 関連情報 8. ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民部 市民課 年金係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142	市民生活部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142	事後	
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和3年7月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和4年8月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年8月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年8月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民課	市民交流部 市民課	事後	令和4年7月1日機構改革
令和4年8月12日	I 関連情報 8. ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142	市民交流部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142	事後	令和4年7月1日機構改革
令和5年7月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 1.③システムの名称	1. Acrocity国民年金 2. Acrocity行政基本	・Acrocity国民年金(標準化前)、Acrocity国民年金(標準化後)	事前	
令和6年9月25日	I 関連情報 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第31項	番号法第9条第1項別表46の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
令和6年9月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年7月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年7月17日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし ※新様式への変更のため、追加	2)十分である	事後	
令和7年7月17日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	記載なし ※新様式への変更のため、追加	マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	事後	
令和7年7月17日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし ※新様式への変更のため、追加	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年7月17日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし ※新様式への変更のため、追加	2)十分である	事後	
令和7年7月17日	IVリスク対策 12. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	記載なし ※新様式への変更のため、追加	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所有者には、離席時のログアウトの徹底を呼びかけているため、目的外入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年10月1日	I 関連情報 1.③システムの名称	・Acrocity国民年金(標準化前)、Acrocity国民年金(標準化後) ・Acrocity行政基本(標準化前)、Acrocity行政基本(標準化後)	1. Acrocity国民年金 2. Acrocity行政基本	事前	
令和8年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民交流部 市民課	市民共生部 市民課	事後	
令和8年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	経営企画部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和8年8月1日	I 関連情報 8. ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民交流部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142	市民共生部 市民課 年金保険係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2142	事後	
令和8年10月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	
令和8年10月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	
令和8年10月2日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない (リスクへの対策)十分である	事後	
令和8年10月2日	IVリスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検	[○]内部監査	事後	